

秋田県「海岸協力団体」募集要項

平成26年9月19日

1. 募集目的

平成26年6月の海岸法の一部改正により、海岸協力団体指定制度が創設されましたので、海岸環境の維持活動等に幅広く御協力をいただくため、秋田県沿岸において海岸協力団体を募集します。

2. 海岸協力団体指定制度の概要

海岸協力団体指定制度とは、自発的に海岸の維持、海岸環境の保全、海岸の管理に関する調査研究等を行うNPO等の民間団体を支援するものであり、これらの団体を海岸協力団体に指定し、海岸管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

そのため、海岸協力団体の指定は、要件を満たす団体を広く募集し、申請のあった団体の中から、その資質、能力等を審査の上、指定を行います。

海岸協力団体に指定されると、活動を行う上で必要となる海岸法上の許可等について、海岸管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

なお、海岸協力団体としての活動以外では、海岸協力団体と称して活動を行うことはできません。

3. 対象となる活動及び区間

(1) 海岸協力団体としての活動の内容

募集する活動内容は、次のうち、いずれか1以上の活動とします。

- ①海岸管理者に協力して行う海岸工事又は海岸の維持
- ②海岸の管理に関する情報又は資料の収集及び提供
- ③海岸の管理に関する調査研究
- ④海岸の管理に関する知識の普及及び啓発
- ⑤上記の活動に附帯する業務

(2) 対象区間

秋田県沿岸の海岸保全区域を対象とします。申請にあたっては、活動を希望する区間を申請して下さい。

なお、現地の状況等により、海岸協力団体の活動にそぐわない区間もありますので、海岸管理者へお問い合わせ願います。

4. 申請資格

海岸協力団体の指定の申請を行うことができる者は、法人又は海岸法施行規則（昭和31年農林・運輸・建設省令第1号）第7条の3に規定する団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

- ① 代表者が定まっていること。
- ② 事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ず

るものを有していること。

- ③ 適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
- ④ 法人等の構成員（役員を含む。）が5名以上いること。
- ⑤ 申請時点において、法人等の設立後5年以上（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあっては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過していること。
- ⑥ 宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧ 直近1年間の税を滞納していないこと。
- ⑨ 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っているとは認められないこと。
- ⑩ 海岸協力団体の指定を受けた場合に、海岸協力団体としての活動以外では、海岸協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

5. 申請書類

申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添え申請して下さい。

（1）添付書類

- ① 法人等の規約その他これに準ずるもの及び会員名簿その他の法人等の構成員の数が記載されているもの
- ② 活動実績報告書（おおむね5年間）（別添様式参照）
- ③ 活動実施計画書（おおむね5年間）（別添様式参照）
- ④ 法人等の監査報告書又は収支計算書
- ⑤ 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限る）
- ⑥ 4 ⑩の要件を満たすことを証する書類
- ⑦ その他海岸管理者が必要と認める書類

（2）申請にあたっての留意事項

- ① 提出された書類は返却いたしません
- ② 申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします
- ③ 提出された書類は、本審査以外の目的には使用しません

6. 審査方法

提出された書類等に基づき、次に掲げる事項を確認・審査した上で決定します。

（1）申請資格の確認

（2）活動実績書の審査（継続性・公共性・活動姿勢）

海岸管理に資する非営利活動を対象区間で継続的に行っており、海岸管理者との協力関係が確認でき、海岸管理等に支障のある行為を行っていないこと。

（3）活動実施計画書の審査（実効性・貢献度・協調性）

活動実施計画の実効性、海岸管理に対する貢献、活動に当たって地域との協調性が認められること。

7. 結果の通知

- (1) 海岸協力団体の指定を受けることになる法人等に対しては、海岸協力団体指定証（様式第2号）を発行します。
また、法人等の名称、住所及び事務所の所在地を公示します。
- (2) 上記海岸協力団体指定証には、法人等の名称及び業務を行う区域を明記し、指定番号の登録を行います。
- (3) 海岸協力団体の指定を受けることができない法人等に対しては、その理由を付して書面にて通知を行います。

8. 指定後の留意事項

- (1) 海岸協力団体の指定を受けた団体は、活動実施計画書に基づき、海岸協力団体の業務を適正かつ確実に実施していただきます。
- (2) 海岸協力団体の指定を受けた団体は、活動実施計画書の計画期間の終了前に、当該計画期間の終了後の次の計画期間の活動実施計画書を提出してください。
- (3) 海岸協力団体の指定を受けた団体が、活動実施計画書を変更しようとするときは速やかに変更の内容を明らかにする書類を提出してください。
- (4) 海岸協力団体の指定を受けた団体は、海岸管理者の求めに応じ、活動状況について報告してください。
- (5) 海岸協力団体の代表者が変更となった場合又は海岸協力団体が解散をした場合には速やかに報告してください。海岸管理者はその旨を公示します。

9. 指定の取り消し

海岸協力団体の指定を受けた団体が、以下に掲げる事項に該当する場合には、指定を取り消されます。

- (1) 海岸協力団体の業務に対して、海岸管理者が行う改善措置命令に違反した場合
- (2) 海岸協力団体が詐欺その他不正の手段により指定を受けた場合。
- (3) 海岸協力団体から指定の取消しの申請があった場合。

海岸協力団体の指定を取り消した場合、海岸管理者はその旨を公示します。

10. 申請先、問い合わせ先

次の申請先に、持参または郵送により提出してください。

ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前10時から午後4時までとします。

○港湾海岸

・能代港

能代港湾事務所 管理班

〒016-0807 能代市字大森山1-2 TEL:0185-54-8246

・船川港、戸賀港

船川港湾事務所 管理班

〒010-0511 男鹿市船川港船川字外ヶ沢134 TEL:0185-23-3721

- ・秋田港
秋田港湾事務所 管理班
〒011-0945 秋田市土崎港西一丁目7-1 TEL:018-845-2021
- ・本荘港
由利地域振興局建設部 用地課 用地・管理班
〒015-8515 由利本荘市水林366 TEL:0184-22-5437

○漁港海岸

- ・八峰町の漁港
山本地域振興局農林部 農村整備課 ふる里づくり班
〒016-0815 能代市御指南町1-10 TEL:0185-52-1268
- ・男鹿市の漁港
秋田地域振興局農林部 農村整備課 管理班
〒010-0951 秋田市山王四丁目1-2 TEL:018-860-3391
- ・由利本荘市、にかほ市の漁港
由利地域振興局農林部 農村整備課 ふる里づくり班
〒015-8515 由利本荘市水林366 TEL:0184-22-7554

※漁港海岸については、市や町が管理している漁港もあります。まずは上記へお問い合わせ願います。

○港湾・漁港以外の海岸

- ・八峰町～三種町の海岸
山本地域振興局建設部 用地課 用地・管理班
〒016-0815 能代市御指南町1-10 TEL:0185-52-6102
- ・男鹿市～秋田市の海岸
秋田地域振興局建設部 用地課 管理班
〒010-0951 秋田市山王四丁目1-2 TEL:018-860-3452
- ・由利本荘市、にかほ市の海岸
由利地域振興局建設部 用地課 用地・管理班
〒015-8515 由利本荘市水林366 TEL:0184-22-5437

附 則

この要項は、平成26年9月19日から施行します。

(様式第1号)

海岸協力団体指定申請書

平成 年 月 日

(あて先) 海岸管理者

(申請者)

住所

事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

印

海岸協力団体の指定を受けたいので、海岸法第23条の3第1項の規程に基づき、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 法人等の規約その他これに準ずるもの及び会員名簿その他法人等の構成員の数が記載されているもの
- 2 活動実績報告書
- 3 活動実施計画書
- 4 法人等の監査報告書又は収支計算書
- 5 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限る）
- 6 秋田県「海岸協力団体」募集要項 4-⑩の要件を満たすことを証する書類
- 7 その他海岸管理者が必要と認める書類

海岸協力団体指定証

住所
事務所の所在地
法人等の名称
代表者氏名

平成 年 月 日付けの申請につきましては、審査の結果適正でありますので、海岸法第23条の3第1項の規程による海岸協力団体として、下記により指定します。

平成 年 月 日

海岸管理者 秋田県知事

記

指定内容

- (1) 法人等の名称
- (2) 活動を行う海岸の区域
- (3) 指定番号

(行政不服審査法第57条による教示)

本県指定について不服があるときは、農林水産大臣又は国土交通大臣に対し、本件指定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法の規定による審査請求をすることができる。(なお、本件指定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができない。)

(行政事件訴訟法第46条による教示)

本件指定の取消しの訴えは、本件指定があったことを知った日から6箇月以内に、国を被告として提起しなければならない。

(なお、本件指定があったことを知った日から6箇月以内であっても、本件指定の日から1年を経過すると本件指定の取消しの訴えを提起することができない。)

ただし、本件指定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、本件指定の取消しの訴えは、その審査請求に対する採決があったことを知った日から6箇月以内に提起しなければならない。

(なお、当該採決のあったことを知った日から6箇月以内であっても、当該採決の日から1年を経過すると本件指定の取消しの訴えを提起することができない。)

(様式－活動実績報告)

活動実績報告書（おおむね5年間）

1. 提出日

・平成 年 月 日

2. 法人等名

・法人等名 :

・代表者名 :

3. 活動実績

(1) 継続性（活動内容及び活動期間）

・次のいずれかに○印を付して、() 内に具体的な活動内容を記載してください
(複数ある場合は複数可、ただし、活動内容ごとにおける活動期間を審査する)。

・「 」内に、おおよその活動開始時期を記載してください。

・また、活動期間中の毎年の活動が分かる資料（写し）を添付してください

(例：海岸管理者等が発行するパンフレット、参加認定証、当該法人等が作成している活動実績報告書等)。

① 海岸の除草又は清掃、ビオトープの整備等、海岸管理者に協力して行う工事又は海岸の維持

()

「平成／昭和 年 月から提出日まで」

② 不法行為の監視、海岸の利用状況の把握等、海岸の管理に関する情報又は資料の収集及び提供

()

「平成／昭和 年 月から提出日まで」

③ 外来種又は希少種の調査等、海岸の管理に関する調査研究

()

「平成／昭和 年 月から提出日まで」

④ 海岸の安全利用講習、環境学習、防災マップづくり等海岸の管理に関する知識の普及及び啓発

()

「平成／昭和 年 月から提出日まで」

- ⑤ 調査研究時に行う調査箇所の清掃活動等、前各号に附帯する活動
()
「平成／昭和 年 月から提出日まで」

(2) 公共性 (活動実績)

・次のいずれかに○印を付して、()内に具体的な活動内容を記載してください
(複数ある場合は複数可)。

・また、その実績が分かる資料(写し)を添付してください(例:海岸管理者等主催のクリーンアップ等海岸清掃、水生生物調査等環境調査、防災訓練、委員会等に共催・後援・委員等協力者として参加していることが分かる資料(協議書、申請書、委嘱状、表彰状等))。

- ① 当該実績が、海岸管理者が行う活動との共催又は後援となっている等、公式の協力関係が複数回ある。

()

- ② 当該実績に海岸管理者との共同の企画あるいは活動が複数回ある。

()

- ③ 当該実績に関して、海岸管理者から協力に関する表彰実績がある。

()

- ④ 上記①②③に準じた海岸管理者が認める活動実績がある。

()

以上。

指定後おおむね 5 年間の活動実施計画書

1. 提出日

・平成 年 月 日

2. 法人等名

・法人等名 :

・代表者名 :

3. 活動実施体制

(1) 実効性 (実施体制、実施計画)

① 活動時期、スケジュール

※おおよその活動時期を文章又は表形式により記載願います。

--

② 活動内容・区間と配置人員

※具体的な活動内容・区間とおおよその配置人員を記載願います。

※活動内容のイメージが分かる図・写真等があれば貼付願います。

--

③ 活動実施にあたっての目標、注意事項

※過去の活動実績を例示するなどして文章により記載願います。

--

(2) 貢献度 (活動方針、協力姿勢)

① 活動方針

※海岸管理への貢献を含め、文章により記載願います。

② 海岸管理への協力姿勢

※実施に当たり海岸管理への協力姿勢を文章により記載願います。

(3) 協調性 (地域への配慮等、地域と連携)

① 地域への配慮等

※住民、市町村、他の民間団体等への配慮等を文章により記載願います。

② 地域と連携

※住民、市町村、他の民間団体等との連携計画を文章により記載願います。

※A4版で1～4枚程度を目安として作成してください。